

京都線回数券（普通回数券）の様式・取扱いを変更いたします

平成26年4月1日(火)より、高速乗合バス「京都行」の回数券の様式及び取扱いを変更させていただきます。

現行の7枚綴の普通回数券は、3月31日(月)をもちまして、発売を終了をさせていただきます。
7枚綴の回数券に変わるものとし、4月1日(火)より高速乗合バス「京都線」専用の回数券4枚綴を発売いたします。

また、4月1日より普通回数券を用いての高速乗合バス「京都線」には、ご乗車できなくなりますので重ねてご案内申し上げます。

※但し、3月31日までにご購入いただいた回数券は、下記の通用期間までご使用いただけます。

■ 平成26年3月31日までにご購入済の回数券について

●通用期間：平成26年9月30日までご使用いただけます。

■ 既発券済回数券の優遇払戻しについて

●優遇払戻し期間：平成26年4月1日から平成26年9月30日

■ 優遇払戻し場所

●本社営業所・宮津案内所・峰山案内所・間人案内所

□ 優遇払戻し

●運送約款第36条（乗車券の様式変更等の場合の取扱い）に基づき、残枚数に応じて払戻しをさせていただきます。

①未使用の場合：発売額を払戻し

②一部使用の回数券：回数券の残枚数から算出

計算方法例 発売額17100円の回数券7枚綴りのうち、4枚残っていた場合

$$17,100\text{円} \times \frac{4 \text{枚 (回数券残り枚数)}}{7 \text{枚 (綴り枚数)}} = 9,970\text{円}$$

払戻金額

計算上生じた端数は10円単位に四捨五入

③券面表紙の無い場合は払戻しは出来ません

■ お問い合わせ先

丹後海陸交通株式会社 本社営業所 0772-42-0321 (8:45~17:45)